○農林水産省告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　宮崎県延岡市下三輪町一七七三の一、一七七四の一、一七七五の二、一七七五の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年一月二十五日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年二月一日から同年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十五日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業三・四・十五の二号新東京所沢線

三　事業施行期間　自平成二十九年一月二十五日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都清瀬市中清戸三丁目及び中清戸一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十五日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　多摩都市計画道路事業三・四・十五号東長沼坂浜線

三　事業施行期間　自平成二十九年一月二十五日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都稲城市百村字二号、字十一号及び字十二号並びに坂浜字四十三号地内

使用の部分　東京都稲城市百村字十一号及び字十二号並びに坂浜字四十三号地内

○関東地方整備局告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十五日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第八十二号長野都市計画道路事業三・三・五十六号真田線

三　事業施行期間　自平成二十五年三月十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日

関東地方整備局長　大西　亘

別表の指定番号二十三の項指定の区分欄中「第一号から第六号の二まで及び第九号から第十四号の二まで」を「各号」に、業務区域欄中「東京都の区域（町田市、多摩市、稲城市、八王子市、日野市に限る。）及び神奈川県の全域」を「東京都の区域（町田市、多摩市、稲城市、八王子市、日野市、あきる野市、西多摩郡日の出町、同郡檜原村に限る。）及び神奈川県の全域」に、指定をした日欄中「平成二十七年九月十一日」を「平成二十八年十二月二十六日」に、指定の有効期間欄中「平成二十七年九月十一日から五年間」を「平成二十八年十二月二十六日から五年間」に改める。

○関東地方整備局告示第二十七号

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十二条第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十五日

関東地方整備局長　大西　亘

別表の指定番号一及び指定番号十五の項を取り消す。

○関東地方整備局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十五日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　五十二号　甲府市富竹一丁目四六二番一から同市上石田一丁目四三〇番七まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月二十六日